

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

第2回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第2回）

議事次第

日 時：令和2年7月27日（月）16：00～18：00

場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンタールーム14A（14階）

1. 開 会

2. 議 事

（2）ヒアリング

（3）その他

3. 閉 会

○柳補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催させていただきます。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、Web会議も併用させていただきます。栄留先生、榎本先生、大谷先生、久保先生、田中先生、中村先生、堀先生、また、まだいらっしゃっていないかもしれませんが、前橋先生にもWeb会議で御参加いただく予定になっております。

また、構成員の出欠につきましては、東京都の桑田構成員から欠席される旨の連絡をいただいております。桑田構成員の代理として吉野様が出席されております。

それでは、これより先の議事は相澤座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○相澤座長 座長の相澤でございますが、コロナの感染症の関係で少し間が開いてしまいましたけれども、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はオンラインで参加される方もいらっしゃいますけれども、分かりづらい点がありましたら遠慮なく言っていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○柳補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料を御覧ください。右上に番号を付しておりますが、資料1～4及び参考資料の5点となっております。

資料1 第1回ワーキングチームにおける主な指摘事項

資料2-1 第1回ワーキングチームの主な指摘事項と子どもの権利擁護についてのガイドラインにおける取組

資料2-2 児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護対応ガイドライン～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～ 概要

資料3 今後のヒアリングの進め方について（議論のためのたたき台）

また、ヒアリング資料として、大谷先生から資料4を用意していただいております。

ほか参考資料を配付しております。

以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の進行につきましては、まず、事務局から資料1、資料2-1及びそれに関連して参考資料2並びに資料3について説明をいただき、その後、議事(1)のヒアリングとして大谷構成員より資料4について説明いただき、意見交換を行います。

さらに、前回の議論や大谷構成員の議論を踏まえ、ヒアリングの対象を含めた議論をお願いする予定でございます。

それでは、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○柴田室長 それでは、資料1を御覧ください。前回第1回権利擁護ワーキングチームでいただきました主な指摘事項をまとめておりますので、御紹介させていただきます。

まず「1. 全体について」の御指摘です。

子どもの声は聴かれる権利があるという大前提に立つ必要がある。

大人に都合のいいシステムをつくることは避けるべき。

ケースワークに当たっている人たちにとっても、第三者的な立場から意見表明支援があることで、よりよりケースワークや養育が実現し得ることを理解していただいた上で進めていく必要がある。

子どもの意見表明について、関係者や周囲の大人の認識を高めていくことが必要である。

障害のある子どもについても目を向けていく必要がある、という御意見をいただいております。

続いて「2. 子どもの意見表明を支援する仕組み」、(1)必要性について御紹介します。

独立性があり、子どもの側に立って意見表明支援を行うアドボケイト制度が必要。

当事者参画への支援について、意見表明が困難な子どもにアドボケイトをつける仕組みを創設することが求められる。

児童福祉行政でも、家事事件の子どもの手続代理人制度と同様に、子どもの意見を聴いて代弁していく制度が必要である、という御意見をいただいております。

(2)仕組みの在り方の①支援対象につきまして、児童相談所が面接を行う子ども、子どもや他機関が一時保護や措置が必要と考えている子ども等を対象とすべき。

子どもへの保護・措置に関する過程における子どもの参画が求められる。

養育形態に応じたアドボカシーの仕組みも重要な論点。

②支援者につきましては、独立性があり、子どもの側に立って支援を行うことができる専門性のある民間団体への委託が望ましい。

訓練を積んだ方を用意していくことが大きな課題という御意見をいただいております。

③活動内容につきましては、一時保護された子どもにはアドボケイトが訪問して、子どもの権利について説明すべき。児童相談所が面接を行う子どもには、制度についての説明をすべき。関係機関に制度の周知を行い、必要に応じて依頼できるようにすることが必要。

児童福祉司が子どもの最善の利益を考えて、現在の状況や選択肢を説明した上で意見を聞かなければならない。

日ごろから信頼関係を築いていくことが大きな課題という御意見をいただいております。

「3. 子どもの権利を擁護する仕組み」について、

(1)必要性につきましては、子どもの申立てを受けて審査し、調査・調整、権利侵害からの救済や政策提言を行う都道府県レベルの機関が必要。

(2)仕組みの在り方につきましては、①申立てを行うことができる者については、子どもやその代理人及び児童相談所や学校等が子どもの権利を守れていないと考える関係機関

等とすべき。

②審議機関につきましては、行政からの独立性が重要。

調査者は、委員や委員会がその能力を適切と認めた専門家とすべきという御意見。

③権利擁護の方法につきましては、個別救済に関しては、調整を第一とし、意見具申、勧告まで出せて、その後のフォローアップも行うべき。また、制度に関して、当該自治体の提言と勧告が出せるようにすべき。

子ども自身だけでなく、その都道府県の機関、代替養育の場、学校等が調査等を受け入れることを法的に担保すべき。また、その都道府県にある市町村の機関(学校等)への調査権も担保する必要がある、との御意見をいただいております。

「4. その他子どもの権利擁護の在り方」につきましては、1つ目の○は再掲です。

2つの○は、審議会等の政策策定への子ども・経験者の参画が求められる。

子どもの権利擁護の状況を監督し、必要な制度を提言できる国内人権機関・子どもオンブズマン(コミッショナー)と法律が必要。

調査・調整・勧告・政策提言を行う国の救済機関が求められる、との御意見をいただいているところでございます。

続きまして、資料2-1を御覧ください。「第1回ワーキングチームの主な指摘事項と子どもの権利擁護についてのガイドラインにおける取組」という資料を用意しております。

1ページにあります「1. 意見表明の支援」や、2ページの「2. 権利擁護」「3. その他の権利擁護」それぞれの項目ごとに横軸に、今し方資料1でも御説明しました第1回のワーキングチームの主な指摘事項と、右側に前回のワーキングチームで御紹介させていただきましたが、児童福祉審議会(児福審)を活用した子どもの権利擁護対応ガイドラインの該当部分を参考として記載しているものです。

「1. 意見表明の支援」につきましては、左の縦軸には必要性、支援対象、支援者等、活動内容としてガイドラインの該当部分を記載しています。

簡単に御説明させていただきます。必要性につきましては、子どもの意見表明支援を行う仕組みとして、ガイドラインでは子ども意見表明支援員を配置することとしています。

支援対象につきましては、児童相談所(児相)の支援に関わる全ての子どもとしておりまして、これには支援・保護を行ってほしかったのにされなかった場合も含むとされています。

支援者等につきましては、独立性確保のため外部委託を基本とし、備えるべき資質として、子どもの権利に関する認識や子どもとの信頼関係等を築く能力を挙げています。また、支援員への研修や、守秘性についても記載されています。

活動内容につきましては、子ども意見表明支援員がアウトリーチによって子どもの意見を聴くとともに、権利擁護部会の照会・調査等に同席するなどにより、子どもの意見表明を支援していく、としております。

2ページを御覧ください。「2. 権利擁護」につきましては、縦軸に必要性、申立できる

者、審議機関、権利擁護の方法において、同じくガイドラインの該当部分を記載しております。

必要性につきましては、子どもの権利擁護を調査・審議する機関として、児福審、権利擁護部会を設置することとし、部会には委員のほか子ども権利擁護調査員を置くこととしています。ほかに同様の取組が可能となる既存の部会等があれば、既存の部会で行っていただくこともできるとされています。

申立できる者につきましては、児相の支援に関わる全ての子どもや関係機関。

審議機関は、子どもの権利擁護に専門的知識・経験を有する委員から成る児福審の部会とし、調査権限を有する子ども権利擁護調査員や委員からの指示により調査等を行うこととしております。

権利擁護の方法の欄に記載しておりますが、子どもの意見表明等を受け付けて、子どもの権利救済等を行うとともに、意見表明の啓発、自治体の理解・体制整備等を行うこととしております。

「3. その他の権利擁護」につきましては、現時点でガイドラインの記載がございませんので、空欄としています。

この資料は、今後議論していく上での一つの材料・素材として整理させていただいております。適宜御参照いただければと存じます。

資料2-2につきましては、前回御紹介させていただきましたので、説明は割愛させていただきますと思います。

続きまして、資料は前後しますが参考資料2を御覧いただきたいと思います。今申し上げた児福審を活用した子どもの権利擁護対応ガイドラインについて、各自治体に取組を進めていただくよう改めて今年3月31日に通知を發出しています。

内容としては、平成28年改正やその後の通知により、各自治体において児福審等を活用して子どもの権利擁護の取組を行うことをお願いしてきたことや、昨年6月に成立した法改正の内容を記載した上で、このガイドラインを有効に活用の上、各自治体において児福審を活用した子どもの権利擁護の取組を進めていただくこと。

その際には2ページにありますが、厚生労働省の予算におきましても、子どもの権利擁護に係る実証モデル事業ということで、10分の10の補助を計上しておりますので、当該事業の活用について御検討いただくことについて記載しています。

続けて、資料3について御説明させていただきます。

表題にもございますように、今後のヒアリングの進め方につきまして、委員の皆様に御議論いただくためのたたき台として準備しております。

「1. ヒアリング事項」に、子どもの意見表明の支援に関する現状や課題、在り方。子どもの権利擁護機関に関する現状や課題、在り方。その他の子どもの権利擁護に係る取組や留意事項等ということで、障害を持つ子どもへの支援等を記載させていただいております。

「2. ヒアリング対象」は、上記の取組を行う主体として地方自治体、権利擁護機関、委員、団体等。当事者は経験者。施設は一時保護所、里親等をたたき台として記載しています。

事務局からの説明は以上になります。

○相澤座長 ありがとうございます。

御意見や御質問は、この後に併せて意見交換の時間を設けておりますので、そちらでお願いしたいと思います。

続いて、議事(1)ヒアリングに入りたいと思います。児童の権利条約についてや、子どもの権利擁護機関に関する先進的な事例についてのヒアリングは大変参考になるかと思えます。

それでは、大谷構成員、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○大谷構成員 よろしくお願ひいたします。

25分ということで時間をいただいております。なるべくその中でできるだけ多く御説明したいと思いますが、本日の私の報告は、国連の子どもの権利委員会の委員という立場からのものがございます。

子どもの権利条約の視点から、子どもの意見表明の支援及び権利擁護についてどのような考え方をしているかを中心に、その後、時間の関係で細かくは御紹介できないのですが、私のほうでこの間少し調査をしました諸外国の例の中から、主にアイスランドの例を少し御紹介したいと思います。なぜアイスランドかということは後で申し上げます。

最初にお断りですが、用語が今こちらのワーキングチームで使っている用語と若干違う場合がございます。それは条約あるいは委員会で使っている用語、あるいは政府訳を使っているためです。また、委員会のほうからの関心事項、枠組みの立て方と、このワーキングチームで現在議論されていることが若干かみ合っていないかなと思う点があります。お聞きになられていても、そのようにお感じになることがあるかもしれないのですが、今日の報告では条約、委員会の立場からの話になりますので、ここはかみ合っていないと思われることにつきましては、そこをどう埋めていくのか、あるいは、またさらに議論をしていく必要があるかなと思っております。

もう一つ用語についてですが、「子どもの意見表明」あるいは「子どもの意見表明権」という言葉遣いの意味としまして、後で申し上げますとおり、条約の12条が条約上の根拠になるわけですが、そこには1項と2項がありまして、子どもが自由に意見を表明するという権利だけでなく、2項ではさらにより具体的に子どもに影響を及ぼす手続について、子どもが意見を聴かれる権利、また聴かれるだけではなくて、そこで表明した意見が考慮される権利まで含むものです。報告の中では、まとめて「子どもの意見表明権」という言葉遣いをさせていただきますが、そういう中身として聞いていただければと思います。

子どもの意見表明権自体は、子どもの権利条約12条で規定している、0～18歳未満の子どものあらゆる場面で出てくる話ですが、このワーキングチームで検討している分野に関

しまして、虐待からの子どもの保護、代替的養育における子どもの意見表明権の確保という範囲でお話をさせていただきます。その場合、12条だけではなくて関連する子どもの権利条約の主な規定と相関関係を最初に御紹介したいと思います。

といいますのは、今日の私の報告の中で何度か子どもの最善の利益のことについて言及しますが、子どもの意見表明権が子どもの最善の利益原則とある意味裏表といいますか、セットになっていることが理解されないと、子どもの意見を聴いて、その意見を考慮するときどういう方向性、どういうふうに考慮するのかという軸がぶれてしまうこと。それから、子どもの意見表明権を理解する上で、子どもの権利条約における子どもの権利の中身、親の権利との関係、それに対して国が有している義務の中で、この意見表明権を理解し、位置づける必要があると思うからです。

その意味で、本日の資料4-1では、まず条約の関連条文を挙げさせていただきました。御覧になって分かりますとおり、若いほうからの条文を並べたわけではありません。私のほうで位置づけをある程度分かりやすくするためにという考えで順番を並べてあります。

まず、中心となるのが19条です。これは、子どもが虐待から保護を受ける権利についての条文です。そこでは、子どもが父母や監護者から虐待を受けている場合に、国が義務として子どもを保護するために、全ての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる義務があると定められています。

2項では、もう少し具体的に、この保護のための措置として、虐待を受けている子どもの発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置をとらなければならない。この処置の中に具体的には、必要な場合には子どもを親から分離するということが含まれます。あるいは代替的養育、社会的養護に付するということが、この処置の中身として入ってきます。

この19条は、子どもの暴力・虐待からの保護という場面において、国の義務を定めているわけですが、国の措置をとらなければいけないという義務は、実は4条に、この条約全体に関しまして、条約において認められている子どもの権利の実現のために、国が立法措置、行政措置、その他の措置を講ずる義務というのが定められています。これがいわば総論的な義務規定でして、19条は虐待・暴力からの保護という場面における国の義務と理解していただければと思います。

次に関連する重要な規定は9条です。9条は虐待の場合に限らないのですが、この場合だけではなくて一般的に、子どもが父母から分離される場面というのは、例えば父母の入管への収容あるいは父母一方からの分離になりますけれども、父母が離婚した場合にどちらといるかということも全部含めて、子どもは原則として父母から分離されないという権利を定めています。

ただ、これには例外がありまして、一つは父母が同意している場合、もう一つは、父母が同意はしていないが、子の最善の利益のために必要であると権限のある当局が決定する場合です。まさに当局がそのような決定をする場合の一つが、子どもが父母から虐待を受けている場合になります。先ほど19条2項で見ました虐待を受けている子どもを発見、報

告、付託を受けてなされる処置の中の一つに、父母からの分離ということが入ってきます。

ここで一つ重要なことは、子どもを父母の意思に反して父母から分離する決定は、司法の審査に従うことを条件としてということ。それから、全ての関係当事者が参加して、かつ自己の意見を述べる機会を与えられなければならないという手続について定めていることです。

ここで「関係当事者」と言っているのは、父母はもちろんですが、子どもも含まれるという解釈もあります。子どもを含むかどうか、ここで解釈をどちらにとるにせよ、12条の要請として、この決定というのは子どもに影響を及ぼす事項ですので、子どもは必ず意見を聴かれなければならないということになります。

では、子どもの権利条約なのに、なぜ9条で父母の同意があれば子どもを父母から分離してもよいとか、あるいは父母の意思に反して分離するには父母の意見を聴かなければならないというように、一見父母の権利を守っているというか重視しているようにも見えるのかについて一言申し上げたいと思います。そのために資料には5条と18条を挙げてあります。

子どもの権利条約は子どもの権利を保障する条約ですけれども、同時に、子どもの養育に当たって父母には権利、責任、義務がある。それを国は尊重しなければならないということを5条で定めています。ただ、重要なのは5条と併せての18条1項の理解です。18条では、再度子どもの養育・発達については、父母が第一義的な責任を負うと書いていますが、さらにここで子どもの最善の利益がこれらの者、これは父母や法定保護者を指しますけれども、その基本的な関心事項となる。父母には、子どもを養育するについての第一義的な責任があり、また権利もありますけれども義務として、子どもの最善の利益を尊重しなくてはいけないということが定められています。

平たく言いますと、父母の指示、指導、育て方を国は尊重しなければならないと5条でなっているのですが、父母による子どもの養育においては、父母は子どもの最善の利益を一番に考えなければならない。そのために、場合によっては、国は、例えば、子どもが父母から虐待を受けていて、虐待から子どもを保護するために父母から分離する必要がある場合には、子どもの最善の利益のために必要があるということで、父母の意思に反してでも子どもを分離することができる。ただ、手続的には父母の意見を聴かなくてはならないということになります。つまり、あくまで鍵になっているのは、子どもの最善の利益ということになります。

子どもの最善の利益は、今見たようにあちこちに出てくるのですが、条約全体としましてあらゆる場面で子どもの最善の利益が原則になっています。これを定めているのが3条です。先ほどから御説明しているのは、子どもが父母から虐待を受けている場合の各論的なことですが、3条を見ましても、子どもに関する全ての措置をとるに当たって、公的・私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局は子どもの最善の利益を主として考慮する。まさに、子どもを虐待から保護するために父母から分離するといった措置、代替的養育に付す

るといった措置をとる場合に、子どもの最善の利益が考慮されなくてはならないという定められている、この3条が総則的な規定になります。

では、誰が子どもの最善の利益を考慮して、そういった措置を決定するのかというと、措置をとる権限を持った機関です。行政機関や司法機関である裁判所です。そうすると、最善の利益の中身が何かということについて、その決定権者の考えがどうしても入り込んできます。そのために、子どもの最善の利益という子どもに関わる決定をするときのまさに当事者である子ども自身の意見が聴かれなくてはならない。子どもの最善の利益の判断の一環として、子どもの意見が聴かれなくてはならないということで、12条はそれ自体独立した子どもの権利ではありますが、3条とセットになって子どもの最善の利益が判断の鍵となる場面において、まさに子ども自身の意見を聴くということが、それを手続的に担保するという関係になっています。

子どもが虐待から保護される保護の在り方としては、先ほどから父母からの分離のことをずっと申し上げていますが、もちろんそれだけではありません。今日の資料には引用しておりませんが、子どもの権利条約は前文で、家庭が子どもを養育する上において大きな役割を果たすこと、そこで子どもが養育されることを重視しておりますし、18条2項では、親が責任を果たすために親を支援することを国の義務にしております。虐待からの子どもの保護の在り方として、常に親からの分離ということではなくて、それは最終的に本当にそれが子どもの最善の利益のために必要であると決定された最終手段的なことであって、基本的には国は親を支援するという形で、子どもを虐待から守ることとの両方を追求することになります。

ただ、子どもが父母から分離された場合はどうなるかといいますと、それが20条です。2項ですが、その場合、国は代替的な監護を確保しなくてはいけなくて、その中身としましては3項にありますように、里親委託や養子縁組、施設への入所ということがあります。特に、養子縁組につきましては、日本のように実親との法的関係を切断しない国におきましても、親として子どもを監護・養育する権利・義務は基本的に養親に移るという非常に重大な決定ですから、子どもの最善の利益が最大の考慮要素になるということを条約はうたっています。また、そのときには関係者が事情を知った上で同意を与えているかということも当局が認定するといったことが定められています。

最後に、25条ですが、子どもが代替的養育に付された場合には、その処遇の在り方について、定期的な見直しの審査が行われなくてはならないということを定めています。

こうした中での子どもの意見表明権を位置づけて理解する必要があるのですが、そのことを少し図示して分かりやすくしようと思って、3～4ページにかけて国の義務・権限、親の権利と義務、子どもの権利との中で、子どもの最善の利益が柱になっていること、それと併せて子どもの意見表明権を理解する必要があるということを図式的に示してみました。うまく表現できているか分からないのですが、今まで申し上げてきた中で1つ後回しにしてきた話があります。それは、先ほどからずっと述べています、子どもの最善の利益

は何なのかということです。

子どもの最善の利益を判断するためにも、子どもの意見表明権があると申し上げたのですが、子どもの最善の利益を判断するのは決定権者である行政機関や裁判所ですが、子どもの意見を聴いた上で、どう判断するのか、その中身をどう考えればいいのかです。これについて子どもの権利委員会はこのように言っています。「この概念は、当事者である子ども（たち）が置かれた特定の状況にしたがって、その個人的な背景、状況およびニーズを考慮に入れながら個別に調節・定義されるべきである。」「条約または他の人権条約に掲げられた諸権利間で生じる可能性のあるいかなる矛盾を解決する際にも考慮されるべきである」。抽象的な表現なので、このままだとなかなかピンと来ないのですが、そこで3～4ページにかけて挙げたことが関係してきます。

親から虐待を受けた子どもの保護や代替的養育という場面では、まさに子どもの権利と親の権利が矛盾・衝突している部分があります。また、子どもの権利相互間でも矛盾・衝突が見られます。その中で、まさに国は難しい決定、どのような保護措置をとるかを決めなくてはいけないのであり、それは国としての子どもを保護するという義務なのですが、その判断基準として子どもの最善の利益が鍵になります。

そこで、どのように親の権利と子どもの権利がぶつかっているかですが、親は5条でもありますし、ほかの人権条約でも家族生活の権利が保障されているのですが、親からしますと、平たく言いますと自分の育て方で子どもを養育していく、それは責任でもあり権利である。それから、子どもと一緒に生活するという家族生活に国が介入するなという権利も持っています。

子どものほうから見ますと、虐待をしているのが親であったとしても、その虐待から保護されるという権利が親の権利とぶつかっています。また、子どもの権利の中でもさらにぶつかりがあります。親の虐待から保護されるという権利もありますけれども、同時に子ども自身も父母から分離されない、親と一緒にいるという権利があります。

そうした子どもの権利同士のぶつかり合いと親の権利とのぶつかり合い、その中でどのような措置をとるかという難しい決定を国は行わなくてはならない。その要になるのが子どもの最善の利益であり、そこでは子ども自身がどう感じているかということも聴き取っていきながら、最終的には国が決定しなくてはならないということになります。

そうしたことからお分かりのように、子どもは意見を聴かれる権利はありますし、自由に意見を表明する権利がありますし、意見を考慮される権利があるのですけれども、最終的な決定は当局、この場合であれば保護措置をとる義務を負った国、具体的には、決定権限を委ねられた行政機関や裁判所が行うわけですから、最終的には子の最善の利益のために最もよいという決定が、子どもの表明した意見とは必ずしも一緒にならないこともあります。そういう意味で、子どもの意見表明権というのは、子どもの自己決定権とは異なるということが明らかです。

子どもの意見表明権というのは子ども権利条約上の権利ですので、その実現のために先

ほどの4条ですが、国は全ての法的措置をとらなければいけない。ここでも4条がかかってきます。

では、具体的に国は何をしなくてはいけないかということで、委員会は一般的意見12という中で詳しく述べています。先ほども子どもの最善の利益について委員会はこういうことを言っていますと述べたのですが、それも一般的意見に述べられています。一般的意見といいますのは、子どもの権利委員会が条約に入った国、現在196ありますが、その国が条約をどう実施しているかを定期的に審査する中で、この条文についていろいろ課題がある、あるいは十分に理解されていないということが分かったときに、それについてもう少し詳しく説明したり、国の実施のためのガイダンスとして作成する文章です。委員会は、2009年に子どもの意見を聴かれる権利についての一般的意見12というものを採択しています。長い文章ですので、その中から関連するところを今日は引用させていただきました。資料の5～6ページになります。

時間の関係で詳しく読み上げていくことができないのですが、注目していただきたいのは、意見を聴かれる権利というのが規則・体制、法律や機関内規則に明記されなければいけない。それから、子どもの意見表明を支援・奨励するための条件の確保が必要である。まさにこのワーキングチームで御議論いただいているようなことになります。

それから、意見を聴く側あるいは支援する側にもなりますが、その人たちに対する研修の実施が必要である。12条を正しく理解していただき、その実践における適用についても具体的な研修が必要であるということ。

それから、子どもが意見を表明できると一口で言いますが、社会全体で子どもは意見を言うものではないという風潮がありますと実際には意見が言えませんので、子どもには意見を言う権利があるのだということを社会全体に浸透させていくためのキャンペーンが必要であるとか、最後に、子どもの権利に関する幅広い権限を有するオンブズマン、コミッショナーのような独立の人権機関が必要である。これは結局、子どもに意見表明権があるといいますが、それが本当に実施されているかどうか、それが守られていないときにどうしていくのか、あるいはキャンペーン等を確保するためには、こうした子どもオンブズマン、コミッショナーが必要であるということを委員会は言っています。

5～6ページでは、そうした一般論からさらに踏み込みまして、親からの分離や代替的養護の決定の場面、あるいは代替的養護の実施の中で子どもたちが意見を表明できるようにするために、どのような機構が導入されなければいけないかが詳しく述べられています。

それから、これは196か国全体に対して述べた委員会の勧告ですが、日本について個別に審査をした上で勧告がなされています。これは2019年、日本が条約に入ってから4回目の報告書審査ですが、そこで言われた具体的なことを引用しておきました。

繰り返しになりますが、子どもの最善の利益そのものが十分に適用されていない、あるいは一貫して解釈・適用されていないという指摘もあります。このことを子どもの意見表

明のことを議論するときに併せて理解する必要があると思います。

また、22項では、子どもが自由に意見を表明する権利を保障し、その意見が正当に重視されることを確保するよう要請する。その場面として、代替的監護というのが出てきます。

8ページですが、子どもを親から分離するかどうかの決定のときには、子どもの意見を聴取した後に親の意見を聴取することも条約上求められています。子どもの意見を聴取した後に行われるよう確保すること。それから、代替的養護の場面で子どもについての定期的な外部監査、子どもがアクセス可能な方法によって監護の質を管理するといったことが勧告されています。

時間がなくなったのですが、最後に駆け足で、こうした委員会からの勧告を見まして、今私たちがこのワーキングチームで議論している中で、幾つか最後に注意喚起をしたい点があります。

一つは、今、意見表明の支援の在り方を議論していますが、まず大前提として監護の場面、子どもの虐待からの保護の場面、代替的養育の場面で、意見表明権が法律や手続に関する規則、施設の運営規則等に明記される必要があるということです。そもそもこの場面において、法律での明記というのが日本では欠けているのではないかと思います。このことは、実は国連の人権小委員会の委員をお務めになった波多野里望先生という方が、児童の権利に関する権威的な解説書を書かれているのですが、そこでも指摘されています。

それから、子どもの最善の利益との密接な関連性が理解され、位置づけられる必要があるということです。

それから、意見表明の支援の体制の構築も大事なのですが、結局は意見を聴いて決定する側がいるわけですし、その意見を聴く側の研修が必要だと思うということ。

最後に、途中でも述べましたが、子どもの意見表明権を実効的に確保するためには、子どもオンブズマン・コミッショナーが必要であるということが、委員会が述べていることから言えるかと思います。

時間がなくなったのですが、最後に駆け足でアイスランドの例を御紹介します。

今日の資料4-2で取り上げている国は、5か国です。これに加えて、ここには載せていないのですがオーストリアからも情報をいただきました。なぜこれらの国かといいますと、現在子どもの権利委員会は私を含め18人が、それぞれの国から推薦されて選挙で選ばれた委員として活動しておりますが、その人たちに情報提供を求め、それに応えてくれたためです。これ以外にも実はオーストラリアとノルウェーにも聞いているのですが、まだ回答がありません。

上にあるのは私がした質問です。これに対する答えで、私が一番日本に参考になるなど思ったのがアイスランドです。それはなぜかといいますと、時間の関係ではしよってしまうのですが、今ワーキングチームで議論している子どもの意見表明の支援の在り方と、権利擁護の在り方というときに、私は1回目の会合からちょっと疑問に感じておまして、2つのことが一緒に議論されているような印象を受けていました。それは何かといいます

と、子どもが虐待を受けて保護措置を決定することについて、子どもが決定の内容、それは親から分離されるという決定と、分離されないという決定があると思いますが、それについて子ども自身が納得していない、不服があるという場合に、子ども自身は不服申立てができるのか、どこかに訴えることができるのかという問題と、それだけではなくて、広い意味で虐待を受けている状況、あるいは里親で養育を受けている、あるいは施設で養育を受けているといった、いろいろなことに関して、子ども自身がそれについてどこかに能動的に言えるかという2つの話が若干一緒に議論されているような気がしておりました。

その関係でいいますと、この表の中で注意していただきたいのは、委員会からの勧告もそうなのですが、基本的に子どもを親から分離するあるいは里親養育や施設などの代替的養育あるいは社会的養護に付するためには、裁判所の決定が義務的になっている国では、子どもの意見は裁判所の手続の中で必ず聞かれるわけです。そうでない場面でどう聞くかみたいなことが重要なと思います。といいますのは、日本は義務的な司法手続を入れるようにと委員会から勧告されていますが、今の時点ではそうになっていませんし、また、このワーキングチームでそこは検討対象になっていないわけです。

日本でも家庭裁判所の手続に乗っかりますと、家事事件手続法で子どもの意見を聴くという条文がありますので、法律に明記されており、子ども手続代理人という制度もあるわけです。そこに乗っからない行政当局による決定手続においての子どもの意見を聴くというところが、私が見たところ日本では法律に明記されていないし、そこでも子どもが、その決定について不服があったときにどうできるかということがあるわけです。この点、この表に載っていないのですがアイスランドの委員に聞いたところ、行政機関が子どもを親から暫定的に分離する期間の上限は2か月だそうです。日本とある意味よく似ている。それから、そのときに必ず司法の手続が必要かということ、そうではない。行政の決定で2か月までできる。2か月を超えるときに初めて裁判所の決定が必要である。ただし、親が同意していれば要らない。そこも非常に日本と構造が似ていると思います。

その中で、アイスランドの委員に聞きますと、仮に親から分離しない、子どもとしては保護してほしい、保護の必要があるという場合に子どもはどうかということ、あくまでこれは行政的な手続で子どもが影響を受けることなので、まず手続の中で子どもが意見を聴かれなくてはいけないというのは義務づけられているし、不服があれば当然、子どもは関係者としてそれに対して不服申立てができると。どこにできるかということ、いわば行政の上訴機関にできると。そこでの決定にさらに不服があれば、裁判所に行ける。裁判所に行くときには、代理人をつけてもらうことができる。

それから、アドボケイトと呼ばれる制度も法律に規定されている。ただ、どういう人になるかということ、兄・姉や学校の先生など子どものふだんから親しい人である。それは実はあまり用いられていない。なぜならば、アイスランドの場合は、この決定においてソーシャルワーカーが子どもの意見を聴くのですけれども、ソーシャルワーカーは子どもの最善の利益のために、自分たちは子どもの意見を聴く専門的な訓練を受けていて、そこはち

やんとできると思っているのですが、アドボケイトというのが実際にあまり使われていないということなのだそうです。それについて委員が言っていたのは、ただソーシャルワーカーの意見と子どもの意見が違うということは当然あるわけですし、子どもとしてはソーシャルワーカーとは別にアドボケイトについてもらいたいということがあって、本来ソーシャルワーカーは、子どもにアドボケイトをつけてもらう権利があるよと法律にも書いてあるので言うべきであると。それから、アドボケイトには兄・姉や学校の先生などがなったりするそうなのですが、その人たちがちゃんと訓練を受けた人たちかということ必ずしもそうではなくて、そこはアイスランドとしても課題であるとおっしゃっていました。

そういう点で非常に参考になると思い、御紹介させていただいた次第です。

時間を超過して申し訳ありません。ここで一旦終わらせていただきます。ありがとうございました。

○相澤座長 大谷構成員、どうもありがとうございました。大変分かりやすい御説明で、大変勉強になりました。ありがとうございました。

それでは、大谷構成員のヒアリングの内容について、構成員の皆様から御質問・御意見を頂戴できればと思います。どなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

では、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 奥山です。よろしくお願いします。

最後にアイスランドのケースについてお話しいただきました。日本と同じように2か月までは行政だけで分離ができて、その後、司法の関与が必要となるということですがけれども、こういう国、つまり分離するとき司法の関与がなくてできる国というのは結構多いものなのですか。それとも少数派なのか、その辺を伺いたいと思います。

○大谷構成員 一つ一つお答えしていいですか、それとも質問を幾つかとられますか。

○相澤座長 それでは関連した質問はほかにごありますか。

では、どうぞ。

○池田構成員 池田でございます。私もアイスランドの点で1つ質問させてください。

子どもが分離の措置をとられた場合に意見聴取されるということですがけれども、それに対して法的に不服申立てをすることが認められているのでしょうか。例えば、日本でいえば行政不服審査というものが行政処分に対してあるのですが、子どもについてはどうかというところが問題があるのですけれども、そのような手続はアイスランドであるのでしょうか、教えていただければと思います。

○相澤座長 アイスランドの関係で、ほかにも御質問ございませうか。

栄留構成員はいかがですか。この関連でしょうか。

○栄留構成員 アイスランドだけでなくもいいですがけれども、意見表明権に関する研修はどのように。というのは、日本の場合、児童福祉司の任用前研修では子どもの権利の研修が1コマしかなくて、意見表明権について学ぶ機会がないことが大きな問題だと私は思っていて、ほかの国でそういうことがどのようにになっているのかを教えてください。

たいのと、もう一ついいですか。

法律に明記すべきだということが書いてあって、日本の場合には児童福祉法の26条2項に、入所措置に関し意向を報告書に記載しなければいけないとは書いてあるのですけれども、聞かないといけないということは規定していないのですが、そのあたりでどのように児童福祉法の中に規定すべきかというお考えがあれば、ぜひ教えてください。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほか関連での御質問はありますか。

○永野構成員 永野と申します。

前段のところに戻ってしまうので、もしかすると後のほうがよかったのかもしれないですけれども、子どもの最善の利益と意見表明権と子どもの自己決定の関係性が、御説明でクリアになっていくかなと思ったのですが、最善の利益とは何かという御説明がちょっとのみ込めないところがありまして、決定するのは行政当局。子どもの自己決定と子どもの表明された意見とのコンフリクトが起こったときには、どのように考えられているのかを教えてくださいと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、これまでの御質問に対して、大谷構成員からお答えいただくということでもよろしいでしょうか。

○大谷構成員 御質問ありがとうございます。

まず最初の奥山先生からの御質問です。実は、日本も2019年の審査総括所見、勧告として義務的な司法的審査を導入するよう言われました。私も今回、この報告をさせていただくに当たって、もう一度9条について調べ直しました。というのは、義務的な司法審査をするよというの9条の関連で出てきていることでして、9条に権限のある当局が司法の審査に従うことを条件としてという部分です。いろいろな考え方があるかもしれませんが、今から私が申し上げることが100%正しいと言うつもりではないですし、また、ここについて委員会が一般的意見のような形で述べたものはありませんので、今から申し上げることは、私なりに調べた上での私の理解だと思っていただければありがたいです。

司法の審査に従うという意味ですが、権限のある当局が決定をするけれども、英語ではSubject to judicial reviewとなっています。つまり、先に権限のある当局による決定があって、ただし、その決定は後に司法の審査に付されるというのが、条文に書いてある英語を普通に読んだときの読み方になります。つまり、親から子を分離する決定そのものが司法的手続でなくてはならないとは書いていないわけです。あくまで権限のある当局「competent authorities」という言い方をしますし、まして、その後「Subject to judicial review」と書いてありますから、ここでは行政当局が予定されていると読むのが普通だと思います。実際にも、各国の状況は私が知る限り、子どもの保護の場面では迅速な措置が必要になりますから、暫定的な保護、分離は行政当局がやっているのが一般的だ

と思います。その段階で最初から裁判所の決定が必要ということではないし、そのような実行はないように思います。

問題は、行政機関がやった決定が、事後的であれ司法の審査に付されなくてはならないという言葉の意味ですけれども、実は私が今回調べている中でたまたま発見したのですが、アイスランドは9条について宣言をしているんです（大谷注：なお、この宣言は、後に、2009年に撤回されています）。それはアイスランドの委員から私が聞き取ったこととも関係しているのですけれども、アイスランドでは、行政機関は最終決定できる場合でも、裁判所はその決定を破棄することができるという意味で、司法審査に従うという仕組みになっていると。日本でもある意味そうだと思うんです。行政機関がなした決定については、当事者あるいはそれによって影響を受ける人は、それに不服があれば、まさに先ほどの池田先生の御質問にも関係するのですが、不服審査を申し立てることができるという一般的な仕組みがありますが、アイスランドもそうなっていると。

アイスランドの委員の説明でも、その意味で、特別な手続が用意されているというわけではないけれども、一般的な話として行政決定による子どもに影響があることなので、それについて子どもが不服があれば申立てができるという説明を受けました。

では、奥山先生の司法の関与が必要ないというのはどのくらいあるかという話については、正直分かりません。今回私が委員にできるだけ広く調査してみようと思いましたが、そもそも子どもの親からの分離や代替的養育の決定が司法によって行われる場合には、日本でも家事事件手続法の中で、司法の場面では子どもの意見を聴かなければいけないということが一応担保されていることとの関係で、司法によって決定する国はある意味、子どもの意見を聴くことはそこでできているわけなので、行政機関による決定の場合にどうなっているのかについて関心がありました。

ですので、今回調べた国の結果はそこに書いてありますが、例えば、南アフリカなどは非常に厳格で、親からの分離は、緊急の場合以外はソーシャルワーカーが分離の場合に子ども裁判所から命令を得なければならないというのです。分離の前に子ども裁判所から命令を受けなければいけないですから、緊急の場合は、ソーシャルワーカーは裁判所の命令によらずにできるということになるわけですが、非常に厳格に司法手続が必要だと言っている国になります。

ほかにも例えば、ブルガリアは分離決定自体を行政機関がするのですが、その決定は1か月以内に裁判所に審査されなくてはならない。だから結局、事後的な審査がここでは義務的になっていて、それは1か月後ということになっている。

奥山先生の御質問に真正面から答えていないような感じはするのですけれども、国によってまちまちで、事前に要るか、条文を読む限りは事後でいいと読めるのですが、そのために明確に、例えば1か月以内に絶対に行政機関の決定を裁判所に提出して、事後的にでも審査を受けなくてはならないというやり方なのか、あるいはアイスランド、日本が同じ構造なのかなと思うのですが、親からの同意があれば、その後もそのまま分離ができるけ

れども、そうでない場合は裁判所の決定を得なくてはならないと。それで9条はどうなるのかといいますと、行政決定について不服がある人は審査を求めることができるのだから、それで9条1項は担保されていると読むのかということ、国によってまちまちだと思います。この点、司法関与の在り方について調査されたものがあるかを私は知らないで、その国がどういう構造かによって意見表明権の確保がどうなされているかを併せて理解しないと、ほかの国の例を参考にするときも、そのまま持ってくることは難しいのかなと思いました。

それから、意見表明の研修ですけれども、私たちの委員会では、ほぼどこの国に対しても意見表明権について関係者に研修しなさいといつも言っています。委員会の弱点を申し上げますと、しなさいと言っているのですが、よい例はどこにあるのかということについて収集する仕組みはないわけです。今回も私がこの調査をするために委員に協力を求めましたら、委員の一人からは有意義な調査だという反応がありました。つまり、自分たちはいつもいろいろ勧告しているわけですけれども、具体的に本当にどこの国がどうなっているという全ての情報を持っているわけではない。まして、研修の具体的なよい実行例については情報がなかったりするわけです。

ただ、審査している中で感じますのは、栄留先生がおっしゃいましたように、そもそも子どもの権利条約についての研修がない、あるいはされたとしても条約とはみたいなことに終わってしまっている。委員が言っている研修というのはもっと細かいものです。12条に書かれているような、子どもに対する情報提供や聴き方、決定が子どもの言ったことと違った場合のフィードバックでそれを説明しなくてはいけないとか、すごく細かいことを全て含めて研修しなくてはいけないわけで、それがなされている具体的な例は、残念ながら私もあまり知りません。ただ、アイスランドの委員などは非常に自信を持って、ソーシャルワーカーは訓練を受けていて意見を聴いていると。だからこそあまりアドボケイトは使われていないのだと言っていましたので、今日は間に合いませんでしたけれども、どういう研修資料を使っているのか、あればもらってみたいと思います。

それから、お名前がちょっと見えなかったのですが、子どもの最善の利益、意見表明権、自己決定権との違いの中で、コンフリクトがある場合についての説明をもう少しというお話だったのですが、子どもの意見と決定権者が決めたことが異なる場合があります。それは例えば、子どもが家に帰りたと言ったとしても、子どもを虐待から保護するというのと子どもを父母から分離しないということ、子どもの意見を重視するというのを全部並べてみたときでも、最終的に子どもを親の元に返すと虐待の危険が高いという場合、やはり分離するという決定になったときには、子どもの意見とは異なります。そういう意味で、子どもの自己決定権ではないということですが、そのときに子どもの意見表明権の中身として、子どもはそれについてちゃんと説明を受けることができる、フィードバックを受けることができるというのが、いわば権利の中身です。だから、言ったことと必ずしも結果が同じになるとは限らないことがあるわけですが、決定権者はそこを子どもにちゃん

と説明しなくてはいけないし、もっと言えば意見を聴く前に、今から聴くことがそのままそのとおりになるわけではない、十分に聴いてあなたの意見は考慮するけれども、最終的にはそれを決定する立場の人があなたにとって何が一番いいかを判断するので、それは異なることがありますよということを事前に説明しなくてはいけないということになります。

お答えになったかどうか分からないのですが、以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。大分時間がたってきたのですが、ほかに何か聞きたい構成員の方はいらっしゃいますか。

○大谷構成員 すみません、1つだけ。

先ほどの栄留先生から、児童福祉法26条に子どもの意見を記載しなければならないという規定はあるのだけれども、意見を聴かなければならないとなっていないこととの関係で御質問をされたのですが、南アフリカやブルガリアからは法律の条文をもらいました。そこには、子どもの意見は聴かれなければならないと明記されています。アイスランドは義務的だそうですが、法律に明記されていないそうです。ただ、裁判所の確立した解釈として義務だと。ただ今、アイスランドでも法律の見直しをされているそうで、やはり法律に明記しなければいけないという問題意識があるそうです。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、久保構成員、お願いします。

○久保構成員 大谷先生、どうもありがとうございました。

ちょっと確認なのですが、先ほどの先生のお話の中で、父母の権利という御説明をいただきました。その中で、子どもの権利と父母の権利が同じようなフォローの仕方をされるように聞こえたのですが、あくまで父母の権利が尊重されるのは、子どもの最善の利益を実現するという前提があるからこそ、子どもの権利が尊重され、子どもの権利と同様に父母の権利も尊重されると考えてよろしいのでしょうか。

○相澤座長 大谷構成員、聞こえましたか。

○大谷構成員 お答えしていいですか。御質問ありがとうございます。

同じ重さに聞こえたとしたら、ちょっと私の説明が下手なのだと思います、すみません。おっしゃるとおり子どもの権利条約は、あくまで子どもの権利を保障していて、親の権利を保障している条約ではありませんし、同等に考えているわけではありません。ただ、申し上げたかったことは、子どもの権利条約で子どもの権利を保障するといえども非常に難しいところは、親の権利との調整でして、そこは子どもの権利をまさに保障するためにつくられた条約でも親の権利というのは認めているという、これは事実です。

そのうえで、強調したかったのは、久保先生の御質問の中にもありましたとおり、親の権利といってもそれは同時に義務であって、責任であって、それは子どもの最善の利益を中核にして行使されなくてはいけないし、子どもの最善の利益のために親の権利・義務も行使されなくてはならないと。

ただ、一方で非常に難しいのは、子どもの権利条約から外れますが、他の人権条約、日本も入っております市民的及び政治的権利に関する国際規約の中では、家族生活に関する権利というものがあって、親の子どもとの家族生活ということもここに入ります。そちらは子どもの権利条約ではありませんので、裸で親の個人としての権利という話になるわけですけれども、それとの調整が子どもの権利条約では5条、18条との関連ということで出てくるわけです。

特に9条を読みますと、父母の同意があれば分離できるというのですが、では、子どもが分離してほしくないと思っているときに、親が同意していれば分離できてしまう、ここでもいってみればある種の矛盾、子どもが父母から分離されない権利を認めておきながら、父母の同意があればいいのか。では、同意さえあれば、そこでは子どもの意見を聴く必要がないのか。分離するときには関係者の意見を聴くと9条で書いてあるのですけれども、そこはどちらの方向にせよ子どもに影響のあることですから、子どもの意見を聴かなくてはいけないという12条がかかってくるのだと思います。

ですので、長くなりましたが、子どもの権利と親の権利と同等に子どもの権利条約が考えているわけではないということは、全くおっしゃるとおりです。

○久保構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 どうも大谷構成員、ありがとうございます。

ほかになければ、この辺で終わりにしたいと思います、よろしいでしょうか。

では、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 大谷先生、ありがとうございます。

私のほうからは質問というよりも意見ということで申し上げたいのですが、意見表明権と最善の利益の関係についてです。これも大変重要な論点だと思うのですが、最善の利益が中核にあることについてはおっしゃるとおりだと思うのですが、権利条約において、12条で子どもの意見表明権は考慮されるということは保障されていますが、実現される場所までが保障されているわけではありません。ということになると、子どもの意見は考慮するという名目の下に実質的には却下されるといったことも起こり得るので、それに対して真の意味で子どもの権利が考慮された上で、最善の利益に基づく決定がなされるということを担保することが必要です。津田塾大学の西健司先生という方が「子どもの意見表明権と大人の応答義務」という大変すばらしい論文を書いておられますが、そこで大人の応答責任をどう担保するのかが課題になります。その中で、アドボケイト制度が大変重要な役割を果たすのかなというのが私の意見です。

イギリスでも、ソーシャルワーカーは最善の利益を自分たちがしっかりと判断しているので、アドボケイトを必ずしも子どもたちに紹介しない機運があるわけですけれども、そういったことが問題として指摘されているのが現状ですので、子どもの側からしたときに大人の応答責任、最善の利益の実現を担保する制度が必ず必要になるのではないかとというのが私の意見です。

以上です。

○相澤座長 どうも御意見ありがとうございました。

○大谷構成員 一言だけ、よろしいですか。堀先生、ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。

私自身は、弁護士としては家事事件の分野で実務をしていまして、家事事件の分野でも非常にそこは難しくて、子どもの意見を聴いて、最終的に子どもの最善の利益の観点から判断するとき、子どもの意見のとおりにならない場面があります。まさにおっしゃった応答責任ということだと思いますと、子どもの権利委員会では決定権者、例えば、裁判手続で言いますと裁判官が、本来、裁判官や調査官が事前に意見を聴く前に説明もしなくてはいけないし、言った子どもの意見がどのように考慮されたのかのフィードバックをしなくてはいけないということになります。まさにおっしゃったように、ただ単に聴き置いたということにならないために、また、聴くほうも研修が必要ですが、ちゃんと自分の意見を聴いてもらえたと子ども自身も本当に感じられるようにするためには、子どもの側に支援者がいて、支援者もきちんと研修を受けて、そういう人が自分の側について、自分が意見を言うのを支援してくれたと感じられるような仕組みというのは非常に重要だと思います。

ただ、最終的には、そうであっても子どもの意見のとおりにならないことがあるわけで、そこをアドボケートあるいは支援者も、また説明しなくてはいけないという責任が出てくるのだと思います。そういう意味で、関わる人は全て重要な役割を持っていますし、非常に難しい。そこは、アドボケートあるいは支援者を導入した場合にも、その人への研修と、その人自身が子どもに説明する、あるいはその人からフィードバックするということをどう実行していくかということになるのかなと思います。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

大分時間がたってきましたので、大谷構成員からの今日のレクチャーについては、この辺で終わりにしたいと思います。大変貴重な御発表をいただいて、また有意義な議論ができました。どうもありがとうございました。

続きまして、事務局より資料3の説明がありましたが、次回以降どのような観点からヒアリングを行うべきか、皆様から御意見をいただきたいと思います。その意見があった後に、前回の御議論や大谷構成員の今回の御説明を踏まえて、先ほど事務局から資料1で前回の指摘事項がございましたけれども、委員から御意見・コメント等がありましたら、お願いしたいと思います。

それでは、まずヒアリングをどのような観点から行うべきか、皆様から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

奥山構成員どうぞ。

○奥山構成員 こういう質的なヒアリングはすごく重要だと思いますし、私としては、一

番聞いてみたいのは当事者の意見です。一方で、量的なところで事務局にぜひ教えてほしいのは、先ほども資料の中にありましたけれども、都道府県推進計画がそろそろ集まってくると思うのですが、その中でアドボケイトのことが要綱の中に書かれていたと思うんです。それがどのくらい、どのように各都道府県が計画されているのか知りたいというのが一つ。

もう一つは、先ほどから分離の話が出ていて、日本では一時保護というのが代替養育の窓口になっておりますが、一時保護の第三者評価というのが始まっているはずなので、子どもの権利の立場から第三者評価がどのようになされているのかということを経験した形で知りたいと思います。また、子どもの権利ということから一時保護ガイドラインが作られており、その一時保護ガイドラインの中に、例えば、開放的な処遇を多くしてくださいという方向性が示され、できれば里親さんとか一時保護専用施設への委託あるいは一時保護所の中に開放型と閉鎖型とを設けて、できるだけ開放型で保護してくださいとされています。そして閉鎖型の場合は、できるだけ2週間以内には一度見直しをして、なぜ閉鎖型にいなければいけないのかということを経験してきてくださいということがガイドラインに書かれています。そういうことがどのくらい一時保護所でなされているのか、まずはそちらの量的な調査をしていただいた上で、一時保護に関する取り組みのヒアリングをしたほうが分かりやすいのか、全体像がつかみやすいのではないかと思います。御検討をよろしくお願いいたしますと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。では、永野構成員、お願いします。

○永野構成員 奥山先生の先ほどの御指摘に強く賛同するので、追加の意見なのですが、参考資料3の19ページに策定要領の詳細が書いてあって、赤囲みになっているところがこのワーキングに関与するところかなと思うのですが、奥山先生の御指摘のアドボカシーももちろんで、2つ目に政策策定への当事者の複数参画ということも考えるようになってきていると思いますので、ここもどんなふうに盛り込まれているか、ぜひ知りたいなど。これが翻って子どもの権利擁護になっていくのだと思うので、一緒に確認してもらえればと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。中村構成員どうぞ。

○中村構成員 よろしく申し上げます。中村です。

資料を読ませていただいた中で、子どものためのシステムにならないといけないと議事録にありましたが、子どものためといったときに、先ほどの大谷先生のお話でもすごく勉強になった視点が幾つかあるなと思っています。アクセシビリティについて、子どもたちがアクセスしやすいシステムをどうつくっていくのかという事も、この中で事前に考えておかないと、後から考えるのが難しいのではないかと感じました。条件の確保やその他

の視点も出されたかと思いますが、それを事前にしっかりワーキングで押さえておかないといけないと思います。

あとは、当事者参画をどの時点で考えていくか。既に本日の次第の中に入っていますが、今社会的養護下で生活している子どもたちと、経験者の意見を、このワーキングで必ず取り入れようという方向性がないと、なかなかこのシステム自体がよくなるのではないかと思いました。

最後ですが、先ほど大谷さんからも2つの論点が混合して話をされているという御指摘もあったので、その辺もどう考えていけばいいのかなど。私は個別のアドボカシーとシステムアドボカシーという観点でこれまで考えてきました。システムアドボカシーをどう考えていくかというときに、コミッショナーのイメージが強く、国レベルでの子どもの権利を監視するという機能も必要だと思っています。小さい枠の中だけで、アドボカシーシステムを考えるのも難しいなと思います。私は混合されて議論されている大きな2つの違いがちゃんと分かっているのか自信がなくなってきたのもあるのですが、国レベルのコミッショナーについても考えていかないといけないのではないかと考えています。

○相澤座長 ありがとうございます。では、主な指摘事項ということで中村構成員からの御発言ということでよろしいですね。

それでは、池田構成員、お願いします。

○池田構成員 私から2点、ヒアリングについて意見を申し上げます。

1つ目は、子どもの意見を児童福祉行政の中で聴くということが実際にどういうことなのかに関して。行政機関の中で子どもの意見をどうやって聴いていくのかということと、独立の第三者が子どもの意見をどうやって聴くのかという2つが大きくあると思うのですが、まず前者のほうで、今も児童相談所は何か措置をするときに子どもの意見を聴いていると思いますけれども、どの段階でどのように聴いているかという現状の実務を伺えたらなと思っています。

例えば、児童養護施設入所と児童相談所の中で内々に決定していて、だけれども手続的に聴かなければいけないから、子どもに最後の最後で「養護施設しかないのだけれどもいい？」と言って「うん」と言わせるだけの手続では意味がないのですけれども、そのあたり今どのようにやられているのかということをお伺えればなと思います。

2つ目は、先ほど申し上げた独立の第三者が子どもの意見を聴くという実践がどういうものかということをお伺いし、先駆的な取組をしているところから伺えたらと思います。具体的に申し上げますと、子どもシェルターという制度がありまして、比較的高齢の児童を一時保護委託先として受け入れるシェルターというものがありますけれども、恐らく今、全国でやっているシェルターのほぼ全部が子ども担当弁護士をつけていて、その弁護士は行政機関から独立した立場で子どもの代理人として意見を聴いて、それぞれの福祉行政にどう取り入れてもらうかという活動をずっとしてきているのですが、それが恐らくいろいろと参考になるのではないかとしますので、取組の話をお伺えればなと思います。特に、カリヨ

ン子どもセンターの坪井節子先生にお話を伺えたらなと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、大谷構成員から手が挙がっていますので、お願いします。

○大谷構成員 新しい意見ではないのですが、先ほど中村構成員がおっしゃったことが非常に重要だと思いましたので、賛成の意味で発言します。

今日は、子どもの意見表明権12条に関する委員会の考え方を御説明するときに全く触れなかったのですが、今日御説明したのは、あくまで個別の子どもに関わる事項、決定に関する場面に絞ってお話ししました。それと同時に12条は集団的な子どもの意見表明権という考え方が含まれていまして、それはまさに今みたいに、子どもの権利擁護に関する仕組みをつくらうというときに、その子どもたちを集団的に、現在それを経験している子どもさん、あるいは元経験された子どもさん、両方から意見を聞くことが必ず必要になります。

それから、中村構成員がおっしゃったこととの関係で、私がごちゃっとしていると申し上げたことを説明させていただきますと、一つは、今、池田構成員がおっしゃったことと関係するのですけれども、決定の場面で聴いているかどうかということでは、ただ聴き置いたかもしれないけれども聴いているのではないかというお話があったのですが、その話と、例えば里親養育を受けている、あるいは施設に入所されているお子さんが自分のほうから言いたい、つまり決定手続において聴かれるという場面で、それが聴かれているかどうか、ちゃんと意見が反映されているかどうかという話と、そこに限らずいろいろ感じたことや自分のほうから意見を言いたいというときに、それが言えるような仕組みになっているか、そこについての支援があるかという2つの意味で、2つがちょっと混同されているような気がすると思われました。

ただ、中村構成員が発言されましたように、それとまた別に、個別の場面ではなくてもっと大きな仕組み、そもそも自分は意見を聴かれていないみたいな、あるいは意見を聴かれる仕組みが欲しいみたいなことを提起するようなこと、また、特に自分がいる施設の中のことについて外に言っていかなければいけないみたいなときに、独立の機関がなければ意見が言いにくいわけで、その3つがあるのかなと私としては感じています。

それから、これもさっき中村構成員が言ってくださったのですが、アクセシビリティというか、子どもにちゃんとそのことが知らされていて、使い勝手がよくてという観点は非常に重要ですので、その意味からも子どもさん自身の意見、声を聴くということはとても重要だと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはございますか。川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 私のほうからは、実際に子どもの意見表明を保障していく仕組みを実現していくときに、誰がその担い手になるのかということがすごく重要な点だと思っていて、

そのイメージがクリアになっていかないと、制度だけで実体としては空洞化してしまうみたいところがあるのではないかと考えています。今アドボカシーの取組としては大阪や名古屋が、これまで市民レベルの活動を法人化していたりということで、もう少し組織立って子どもアドボカシーの仕組みを担っていくという動きもあります。

行政の仕組み、法律で文言を入れていくとか、制度として入れていくというマクロレベルでの議論と、実際に落としていったときに、誰がそれを担っていくのかをもう少し細分化してイメージしていく必要があるかなと考えているので、市民の活動として動きのあるところ、子どもアドボカシーセンターOSAKAとかNAGOYAというところの活動が、これまでどう動いてきて、これから何を実現されていこうとしているのか、そこにはどういう壁があって、行政としてどのように連携や支援ができるのか、あるいはどう独立性を維持していくのか、そのあたりがヒアリングを通してイメージできればいいかなと考えております。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかにありますか。吉野さん、お願いします。

○吉野代理 代理なのに恐縮です。発言の機会を一つだけください。

私は、東京都という立場で、この意見表明支援員等々子どもの権利擁護に携わっていく立場です。制度の趣旨やそのものを全て理解しているわけではないのですが、例えば、都では4,000人の社会的養育が必要な規模感があって、それらについて意見表明の機会を確保していこうと思うと、どれだけの人数の意見表明支援員が必要になるのかといった観点の議論も、ぜひこのワーキングの一つの着眼点にさせていただけないものかと思っていて、絵空事にならないためにというか、4,000人もの子にアプローチするのに、専門性を有する意見表明支援員をどれだけの時間をかけて養っていかなければならないのか、まさに担い手のイメージが私も正直ないというのがありますので、その辺を含めて御議論いただけますと幸いです。

以上です。

○相澤座長 指摘事項ということでよろしいでしょうか。

ほかは何かございますか。ヒアリング候補者はもうよろしいですか。

では、池田構成員。

○池田構成員 さっきの補足なのですが、今の児童福祉行政の中でどんな意見聴取の取組をやっているのかというところで、不出来なものを暴露して、それをみんなでたたくという意味では全くなくて、そういうニュアンスで伝わったかもしれないですが、こういう実践をやっていて、これはとても子どもの利益になっているというグットプラクティスのほうを伺えればという趣旨でございます。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 私はぜひ、障害のある子どもたちに関わるヒアリングをお願いしたいと申し上げたいと思います。前回、奥山先生からも障害のある子どもたちのことも重要視する御発言がありましたけれども、私も全く同意見です。地域によって違うと思いますが、大阪であれば、障害児施設に入所している子どもたちが措置で入っている割合は8割だったと思います。そういう意味では、障害のある子どもたちも社会的養護を受けている子どもたちなわけです。

実際、私の友人にも障害児施設を経験している人がおりますし、政策当事者として、かつ経験者として語る方もおられるし、施設を退所してまだそんなに時期がたっていない若い方で、しっかりと施設経験の意見を語っていただける方の知り合いもおられますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、川瀬構成員どうぞ。

○川瀬構成員 すみません、追加になります。

先ほど集団的な声、意見表明ということもありましたし、今議論されていることは制度としてどうしていくかということ、その先には実務としてということがあると思いますけれども、最も深いところで言えば、子ども自身あるいは当事者自身の経験世界として、自分は意見をきちんと尊重してもらえたなという感覚、そういう経験を持てる人たちが増えていくことが大事だと思っています。そういう意味で、今、隣にいらっしゃるIFCAの集団的な声や、あるいは今回のコロナでかなり多くの支援団体に集団的な声はかなり集ってきています。直接、手続やインケアの中でその声をどう持ち上げていくかということと、ちょっとギャップはあるのですけれども、当事者の声がサービス評価の点で重要視されることも一つ大事な点かなと思っていますので、せっかくながりがあるところで、みどりさんも今インケアの子どもたちの意見をまとめてというところで活動されていますし、IFCAとか幾つか団体がありますので、社会的養護に関係する当事者団体あるいは中村みどりさんとかヒアリングの対象に検討していただけたらなと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。中村さん、何かありますか。中村構成員どうぞ。

○中村構成員

この検討会で話し合う事ではないかもしれませんが、さっき栄留さんからの質問もありましたし、大谷さんからの説明でもありました、アドボケイト養成についての意見です。先ほど東京都の方の御発言をお聞きする中で、4,000人の子どもにダイレクトに意見表明支援員をすぐに用意できるかという、それは難しいと思います。一方で、既に児童相談所のケースワーカー、心理司さん、児童福祉司さん、等子どもに関わっておられる人たちが子どもの意見を聴取するスキルや質を上げるトレーニングを実施する事は、始められると思

います。外部の人だけがスペシャリストな訳ではなく、日々子どもと関わり、子どもの声を聴かれている方々が再度子どもの権利を勉強し直すだけでも違ってくると思います。システム作りも現在の人材育成についても同時にしていかないと、今生活している子どもたちを置きざりにしてしまうと思います。遠い将来の4,000人の子どもたちのためのシステムというよりは、今できることとシステムで構築していくことの両方の視点が必要だと思います。養成の研修とか今のソーシャルワーカー向けの研修というのが、このワーキングの内容に入ってくるかが分からないので、もし検討違いの意見だったらすみません。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。これもきちんと意見表明のシステムを考えていく上ではとても大事な要点だと思います。

その意味では、榎本構成員は児童相談所のほうで職員向けに研修などをされておられたようでございますけれども、その辺何か御意見ございますか。よろしいですか。

では、お二人手が挙っていますけれども、まだ発言されていない田中構成員、お願いします。

○田中構成員 ヒアリングの件でということですのでお願いしたいと思うのが、実は私たちが今悩んでいますのが、調査員をどういう形で置いていけばいいのかなと考えています。アドボケイトを養成していただいている、もしくはそういう活動をしていただいているところがあるというのは、大阪は幸いにもそういうところがあるのですが、独立性を保って調査員をどこに置くかというところが実は悩ましいところとして、まだまだ独立した形で最初から置くのは難しいのかなということも考えているのですが、自治体の制度的にされているところにお聞きしたいというのはあるのですが、子どもさんたちのためになるのかということも含めて考えながらとなりますと、どういう人が関わっていくことが大事なのかというのは、今現在、意見表明で関わって先駆的に動いてくださっているところがどう考えていらっしゃるかと、そういったところも参考にしたいと思っていますので、聞いていきたいなと思いますので、検討していただければありがたいです。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、堀構成員、手が挙っていましたが、よろしいですか。

○堀構成員 簡単にお話ししたいと思います。

さっきの中村さんの御意見に私も賛成なのですが、先ほどの大谷先生のお話にもあったわけですが、私は行政とか施設職員のいろいろな立場の方が聴くか、第三者の方が聴くかという問題ではなくて、ある意味本質は、日常生活上の意見表明については施設職員あるいは里親のような方がしっかりと聴かれること、それから、行政手続については児童相談所のような、それに関わる職員の方がしっかりと聴かれること、そのことが目的であって、そのためにアドボケイトが支援をしているという枠組みだと考えています。

そういう意味では、いくらアドボケイトだけでも、本体の研修、体制あるいは仕組みが不十分であれば、結局アドボケイトをつくっても本来の目的を果たせないわけで、本

体側の研修や仕組みの問題についても、併せて検討する必要があるのではないかと思いますので、ぜひ、そういう検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○相澤座長 どうも重要な御指摘、ありがとうございます。

それでは、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 まず座長に。今はヒアリングの話なのか、議論なのか、どちらかをはっきりしていただきたい。ヒアリングの話が終わってから議論なのか、今ごっちゃごっちゃになっているので、そこはちゃんとしてほしいと思います。議論していいなら議論します。ヒアリングに関して、まず終わるのか終わらないのかをはっきりしてほしいです。

○相澤座長 御指摘ありがとうございます。

では、まず、ヒアリングのほうで、どこにヒアリングをとということでございますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この辺でヒアリングについては終わりにさせていただいて、前回の議論と大谷構成員の御説明を踏まえて、構成員から御意見・コメントがありましたら、お願いしたいと思います。

では、前橋構成員、お願いします。

○前橋構成員 ヒアリングのことについてということで、さっき奥山構成員からありました一時保護についてのことや、池田構成員でしたか、調査をしてからという御意見があって、それについて賛成ということで意見として上げたいと思います。

というのは、一時保護所というのはどうしても閉鎖的になりやすく、一時保護所について、まずは分離の判断はされているのですけれども、それ以外については途中なんですね。様々な判断がまだ行われていない状態ということなのですけれども、その時点でどれだけ聴いてもらえるのか。聴いてもらうということがきちんと制度的にどれだけ保障されているのか、そして、それぞれの一時保護所の運営が具体的にそういう形でガイドラインなりに示されたとおりに任命されているのかという点でいくと、まだまだ相当ばらつきが大きいと考えています。

ですから、制度としても第三者評価が取り入れられるとか、ガイドラインが示されているということになりますので、非常に閉鎖的になりがちな一時保護所ですから、私はまだ一時保護についての開放的な処遇というのが具体的にイメージできていないです。推進計画の中でもそれは触れることになっているのですけれども、今の児童養護施設への委託、一時保護くらいのところしかイメージができないという状況にありますので、まとまりがないのですけれども、事前に調査ないしはその辺について整理した上で、一時保護所についてのヒアリング等をするということについて賛成します。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。具体的にどこかということはやよろしいですか。

○前橋構成員 具体的にどこというのは、特にありません。

○相澤座長 では、ヒアリングのほうはこの辺で終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、最後に指摘事項ということで、前回の御議論と大谷構成員の御説明を踏まえて、構成員から御意見・コメントをお願いします。奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 先ほど来、子どもの最善の利益、ベスト・イントレストと、子どもの意見を聴くという問題が随分議論されたと思いますけれども、この点はすごく難しいところだと思います。最近の児童福祉司さんたちの傾向を見てみると、子どもの意見を聴くのだからといって、子どもが帰りたくないと言ったから一時保護していますという、責任を子どもになすりつけるという方向がかなり多いんです。ベスト・イントレストを決めるのが当局なのだというのを大谷先生がおっしゃったのは、責任をそこが持つのだということを明確にすべきだろうということだと思います。

子どもが帰りたくないといううちに親に会わせて帰りたくないと言わせるとか、そういうことまで今は現実にしてしまっている場合があります。そういうところを考えると、相当にその部分の考え方をきちんと整理して提示しない限り、今までの運営指針のように子どもの意見を聴きましょうという提示だけすると、子どもの意見を聴いたら子どもが帰りたくないと言ったから帰しませんと結論が子どもの責任になりかねません。心愛ちゃんの時も、親にそのように言ってしまったわけですね。それは本当に危ないし、子どもを守っていることにならないのだということが重要だと思います。その両方があるので、子どもの意見の聴き方も重要ですし、こちらはこういうふうに考えているんだということも伝えて、それに対して子どもの意見を聴くということがなされていかないと難しいのだろうなと思います。現実問題、代替養育の場が非常に限られていて、あなたには里親を選ぶこともできるし、こういう施設もあるし、こういう施設もあるしということをお話をしようとしても、行き先が限られて現実問題難しいとなると、先ほど池田先生がおっしゃったように、誘導になってしまうこともあるのです。施設のほうがいいよといった誘導をして、子どもの施設に行くモチベーションを上げましょうみたいな話になることすらあります。

そういう考え方が現実に行われている中で、子どもの意見の聴き方が重要になってくると思います。責任を持つ当局としての児童相談所が、いくら里親さんに行かせたいなと思っても里親さんがいないというのが現実になっているので、そうすると、今度は政策的なさっきの判断にもなってくるわけで、中村構成員もおっしゃったように、考え方をきちんと提示していかないと、とつても危険なことが起きてくることも考えられます。ただ意見を聴きましょうとだけ言っているのは、私はとても危険性が高く、両側をきちんと整理する必要があるなと思ったというのが意見です。

○相澤座長 どうも貴重な意見をありがとうございました。

ほかには何か検討会の中で指摘していきたい意見はございませんでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 今、奥山構成員がおっしゃったことが、まさに今日強調したかったことで

す。12条の子どもの意見表明権は、それ自体一つの子どもの権利ですので、それが3条のためにあるという言い方をするつもりは全くないのですが、ただ、3条の子どもの最善の利益という観点から難しい中で、国が子どもを保護する、子ども自身の権利がぶつかり合うような、そこにまた親の権利もある中で、本当に子どもの最善の利益のために判断しなければいけない、そことの関係をきちんととらえないと、また、まさに奥山構成員がおっしゃいましたように、国の権限と言いますけれども責任ですよね。措置をとらなければいけない、そのために決定しなければいけないという、その中できちんと理解しないと、本当に子どもの意見を聴かなくてはならない、支援をしなくてはならないというだけになってしまうと、最終的に決定権者が決定しなければいけないわけで、まさに今議論しているのは意見表明のことなのですからけれども、子どもの最善の利益とか子どもの権利全体、そこにおける国の責任みたいなことが全体像の中で位置づけられないといけないと思います。

あと、中村構成員や堀構成員もおっしゃったのですが、支援者がいても最終的には、聴く責任がある側がきちんと子どもの意見を聴くという中身を理解して実行しなければいけないわけで、その話は切り離せないと思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 まさに大谷先生、奥山先生がおっしゃったことに関連するのですけれども、大谷先生の資料の5ページの意見を聴かれる子どもの権利を実施するための段階的措置で5段階プロセスがあるので、これは子どもの声を聴くための重要なプロセスについてよく書かれているんです。これを子ども虐待対応の手引きの中にしっかり位置づけることが重要だとは私はいつも思っているので、ここを具体的にやっていくことで意見を聴くことの意味を伝えていく必要があるのではないかと、いつも思っています。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、池田構成員。

○池田構成員 今の最善の利益と子どもの意見表明権の関係についてですが、奥山先生がおっしゃったことと少しニュアンスの違う感覚も持っています。比較的年長の児童とケースで関わることが多いことも多分関係しているのだと思いますけれども、子どもの最善の利益というのは、これというのがもともとあって、それとは別に手続保障として子どもに意見を聴くというイメージではなくて、子どもの意見を聴いていく中でたどり着く最善の利益というのがあるのだらうと思うんです。それが当初描いた措置と同じものである可能性ももちろんあるので、そこで子どもの意見を聴いて、子どもの意見を經由してたどり着いた結論と、同じ結論だけれども子どもの意見を經由しないでいったものとは、やはり質が違うのだらうと思っていますので、子どもの意見を聴いた先にしか最善の利益はないのではないかとということで、子どもの意見表明が、自己決定ではもちろんないので

すけれども、実質的意味を持つというケースもあるのではないかと感じています。

○奥山構成員 そんなに違ってないと思います。さっき言ったように、私は1回聴いたらおしまいではないと考えています。例えば、子どもの意見を聴いて、それを踏まえて、私たちはこういうのがあなたにとって最善の利益だと思うというのをフィードバックして、そこでもう一回意見を聴くぐらいのやりとりをしていかないと、結局良い結果にたどり着かないのではないかと考えています。聴きました、考えました、だから最善の利益はこうですと、それはちょっと乱暴過ぎるのではないかと考えています。

○相澤座長 そうですね、ありがとうございます。

もう時間がなくなってきてしまったのですが、ここで御発言があれば挙手をお願いしますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

今日は、いろいろヒアリング候補などを出していただきましたけれども、具体的な名前も出ましたが、またこういう機関や団体もお願いしたいとか、調査もお願いしたいとか、いろいろな御意見が出てきましたので、それを踏まえて事務局と相談して、その上で皆さん方にヒアリング候補をこの辺でどうかということ提案し確認したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。その上で、ヒアリング候補者を決めていくことと、今日の最後、また途中段階でも御指摘いただきましたけれども、発言については次回までに事務局でまとめていただいて、指摘事項の中に入れていただくことにしたいと思いますが、ほかにどうしてもという御意見はございますか。

なければ、一応これで終わりにしたいと思います。幅広い御意見をいただきました。ありがとうございます。

最後に、事務局から次回の日程など、連絡事項をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○柴田室長 その前に1点だけ。今の御審議の中で、一時保護所の実態調査の話が出てきました。今年度の調査研究で、一時保護所の実態を調査する予定になっています。この調査はヒアリングと並行してなるべく早く行いたいと思いますので、そういった方向で進めさせていただければと思います。

○奥山構成員 ということは、3月になるということですか。

○柴田室長 調査研究の中で一時保護所の実態をできるだけ早く調査しながら、調査がとれた時点でこの場でご報告させていただきたいと思っています。

○相澤座長 よろしいですか。では、そういう方向で。ありがとうございます。

○柳補佐 今、座長からいただきました次回の日程につきましては、調整の上、後日御連絡させていただきます。今回は、ヒアリングの話も座長と相談させていただきながら、進め方について皆様にも連絡させていただければと思っております。

○川瀬構成員 目安として、何か月後とか、年内にはとか、年度内にはとかはありますか。

○柳補佐 具体的な時期は皆さんの予定もありますし、ヒアリングで来ていただく方の予定もありますので具体的には申し上げられないのですが、年内はもちろんですし、もう少

し早い時期に開催することになるかと思っております。

○相澤座長 それでは、本日のワーキングチームはこれで閉会といたします。

御出席の皆様、本当にどうもありがとうございました。